

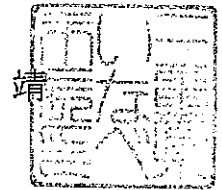


いなべ市告示第 112 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により、本市の区域内において字の区域を変更したので、同条第 2 項の規定により次のとおり告示します。

平成 21 年 12 月 28 日

いなべ市長 日 沖



いなべ市員弁町松之木字西奥田に編入する区域

いなべ市員弁町松之木字半之木 1476 の 6、1480 から 1482
まで、1483 の 2、1483 の 3、大泉字半之木 1483 の 1、松之
木字一色 1112